

日本労働東京地方聯合會規約草案

第一章 名称

第一條 本聯合會は日本労働組合同盟東京地方聯合會を称す

第二章 目的

第三條 本聯合會は日本労働組合同盟の東京地方に於ける活動を救済ならしめ、併せて産業別組合の充

成を助長するを以て目的とす。

第三章 組織及加盟脱退

第四條 本聯合會は東京地方に於ける日本労働組合同盟所属の組合又は支部を以て組織す。

第五條 本聯合會加盟の組合並に支部は、日本労働組合同盟より除名を及ぼし又は脱退の日より本聯合會加盟の資格を失ふものとす。

第四章 機関

第六條 本聯合會に左の機関を置く、

1. 委員聯合會

第七條 委員聯合會は本聯合會の最高協議機関とす。委員聯合會又は支部より左の割合を以て選出す。

組合員五十名迄 一名 組合員百名迄 二名

二百名迄 三名 三百名迄 四名

五百名迄 五名 八百名迄 六名

一千名迄 七名 一千四百名迄 八名

一千八百名迄 九名 二千二百名迄 十名

石二千三百名以上は五百名を増す等一名を増す。

執行委員聯合會は本聯合會の執行機関として委員聯合會に於て左の標準を以て選出す。

組合員千名迄の組合又は支部は一名

二十名

二十名以上の

三名

二十名以上の

三名

二十名以上の

三名

第八條 本聯合會に左の役員を置く、

1. 執行委員長一名 書記長一名

八 執行委員 署名者
一 執行委員長は委員聯合會に於て選挙し委員聯合會に於て執行委員の職務を司す。

二 書記長は委員聯合會に於て選挙し本聯合會の一切の事務並に会計を處理するものとす。

三 執行委員は本聯合會の一切の責に任ず。

第六章 専門部

第九條 本聯合會に左の専門部を置く、

1. 手続部 2. 組織宣傳部 3. 青年部

一 手続部は東京地方に於ける爭議に對し裁判の手續の便宜を以て目的とす。

二 組織宣傳部は東京地方に於ける産業別組合の組織を助成し併せて組織宣傳に関する地方的共同活動の補助を以て目的とす。

三 青年部は時局困難其他特殊研究を要する問題の調査、併せて東京地方に於ける教育運動を助成す。

四 青年部は東京地方聯合會青年前衛隊の活動を統制す。

第七章 会計

第十條 本聯合會の經費は加盟組合員の負担とす。

本聯合會の加盟組合員は右の月額の会費を負担す。

第八條 附則

本聯合會の事務所を東京に置く、

本聯合會の決議は決議を經るに非ざれば変更する事を得ず。

本規約は昭和二年 月 日より之を實施す。

日本労働組合同盟 東京地方聯合會